

平成 2 9 年 度 第 4 回

燕市国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成29年度 第4回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1. 日 時：平成30年2月15日（木） 午後1時30分～午後2時40分
2. 場 所：燕市役所 1階 102・103会議室
3. 次 第：（1）開会
（2）会長あいさつ
（3）副市長あいさつ
（4）議事録署名委員の選任 （野神委員）
（5）議題
 - ① 燕市国民健康保険税条例の一部改正について
 - ② 燕市国民健康保険条例の一部改正について
 - ③ 燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部改正について
 - ④ 平成29年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第4号について
 - ⑤ 平成30年度燕市国民健康保険特別会計予算について
 - ⑥ その他
- （6）閉会
4. 出席委員：被保険者代表：大岩委員、今井委員、高橋委員、亀倉委員
保険医・保険薬剤師代表：鈴木委員、野神委員、篠原委員
公益代表：吉川委員、小澤委員、三浦委員、宮路委員
被用者保険等保険者代表：石垣委員、齋藤委員
5. 欠席委員：保険医・保険薬剤師代表：外石委員
被用者保険等保険者代表：登坂委員
6. 事務局：南波副市長、高野市民生活部長、小林健康福祉部長、金子健康福祉副部長、
保険年金課：本間課長、服部課長補佐、梅田係長、平澤主任、桑原主事、
税務課：荒木課長、涌井係長、井島主査、
収納課：吉田課長、健康づくり課：佐藤課長
7. 報道機関：三條新聞、越後ジャーナル
8. 傍聴者：1名

次第1 開会

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、只今より、「燕市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。

今日の進行役を務めさせていただきます、健康福祉部長の小林です。よろしくお願いいたします。
次第を進める前に、本日の出席状況についてご報告いたします。

保険医・保険薬剤師代表の外石委員、被用者保険等保険者代表の登坂委員から、欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、すべての会議の終了は、午後3時を目途にしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議室には、ハンドマイクを用意しておりますので、委員の皆様が発言される際には、職員がハンドマイクを御席までお持ちいたします。そのマイクを使い、ご発言していただきますようお願いいたします。

最初に、次第の2「会長あいさつ」でございます。

小澤会長から、ご挨拶をお願いいたします。

(小澤会長あいさつ)

事務局

ありがとうございました

続いて、次第の3、「副市長あいさつ」でございます。南波副市長からご挨拶を申し上げます。

(南波副市長あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

なお、副市長につきまは、次の公務が入っておりますので、ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(副市長退席)

事務局

それでは次に、協議会及び議事録の取り扱いにつきまして申し上げます。本協議会は、公開を原則とさせていただいております。なお、議事録の公開につきましては、発言委員の個人名は公表いたしませんのでよろしくお願いいたします。

続いて次第の4、「議事録署名委員の選任」についてですが、ここからは、議事の進行を小澤会長からお願いいたします。

会長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

次第の4、「議事録署名委員の選任」であります。会長指名とさせていただきたいと思いますが、異議はございませんか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、異議なしと認め、議事録署名委員に「野神 委員」を指名いたします。野神委員、よろしくお願いいたします。

次に次第の5、「議題」に入ります。

議題の①、燕市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局より説明願います。

事務局

<資料の確認後、資料① - 1、① - 2により燕市国民健康保険税条例の一部改正について報告、説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員

制度の基本的なことを確認させていただきたいのですが、後期高齢者支援金分の平等割が廃止されると、その分は誰が負担することになるのでしょうか。先ほどおっしゃられました、資料① - 2の裏面、4. モデルケースの表では、平等割が廃止されることで、若い夫婦の負担割合が軽減されるような理解で大丈夫でしょうか。逆に、たとえば高齢者本人に負担がまわってしまってもいけないと思うのですが、この質問の意味は分かりましたでしょうか。

事務局

只今の質問ですと、平等割を廃止したことへの負担割合ということになりますが、この場合、世帯の割合を引き下げ、一人当たりの負担を上げることによって、その分減額になったものについて、一人一人の負担を上げて賄わせてもらいたいと思います。制度といたしましては、後期高齢者の支援金分については、後期高齢者保険の制度も、現在、保険の計算については所得割、均等割で計算させてもらっておりますので、それに合わせて、県も所得割、均等割で計算

になっております。それに合わせての変更になります。

委員

所得割、均等割のほうに負担のしわ寄せではないですけれども、そちらのほうにいつているということなのですね。

事務局

世帯の負担を下げて、一人当たりの負担を上げることによって、調整をさせていただきたいということです。

委員

わかりました。

会長

他にございますか。

無いようですので、議題の①、燕市国民健康保険税条例の一部改正については、ご了承ということよろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

ありがとうございます。

それでは、議題の①、燕市国民健康保険税条例の一部改正については、ご了承ということにさせていただきます。

次に、議題の②、燕市国民健康保険条例の一部改正について、事務局より説明願います。

事務局

<資料の確認後、資料②により燕市国民健康保険条例の一部改正について報告、説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の②、燕市国民健康保険条例の一部改正については、ご了承いただきと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございました。

それでは、議題の②、燕市国民健康保険条例の一部改正については、ご了承ということにさせていただきます。

次に、議題の③、燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部改正について、事務局より説明願います。

事務局

<資料の確認後、資料③により燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部改正について報告、説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の③、燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部改正については、ご了承いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の③、燕市国民健康保険給付準備基金条例の一部改正については、ご了承ということにさせていただきます。

次に、議題の④、平成 29 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について、事務局より説明願います。

事務局

<資料の確認後、資料④ - 1、④ - 2により平成 29 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について報告、説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の④、平成 29 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号については、ご了承いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございました。

それでは、議題の④、平成 29 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号については、ご了承ということにさせていただきます。

次に、議題の⑤、平成 30 年度燕市国民健康保険特別会計予算について、事務局より説明願います。

事務局

<資料の確認後、資料⑤ - 1、⑤ - 2、⑤ - 3、参考資料により平成 30 年度燕市国民健康保険特別会計予算について報告、説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員

事業計画の最後の、残薬・ポリファーマシー対策事業ですが、事業の概要等の説明を受けました。残薬は以前から問題になっておりますし、それから、かかりつけ薬局といいながら複数の薬局で薬を調剤してもらう場合は、たとえば、A と B の薬を同時に飲んではいけないなどのチェックが難しくなるわけで、そういった患者様の面の問題もあります。また、医師もお薬手帳を見れば全部わかるという状況ではなくなってしまう、診療上の危険が伴うわけですので、非常にこのポリファーマシー適正化事業というのは、診療側にとっても、患者様にとっても非常に重要な取り組みではないかと思っております。なかなか、多剤投与が問題となっている中で、誰が調整するのかという課題もあるのですが、どうしても取り組んでいかなければいけない問題だと思いますので、まずは限定的な地域なのか、患者様なのか、医療機関なのか、そういったものを限定しながらでも行っていき、これが燕市全体、或いは、燕市とそれ以外のところの医療機関を受診している方についても調整ができるようなシステムをつくっていくことが、非常に重要だと思っております。全面的に協力していきたいと思っております。

委員

今の残薬・ポリファーマシー対策事業に関して、思うところはたくさんあるのですが、①残薬対策（節薬バック）事業、②ポリファーマシー（多剤投与等）適正化事業に関して、共に薬剤師さんの負担がとても重いのではないかと思います。我々の診療所では必ず、自分が出したお薬に関しては「どれくらい残っていますか。」と、必ず、毎回、どの患者様にもお聞きしています。たとえば、3 か月分出したお薬でも、実際は半分しか使っていない患者様が 3～4 割程です。それから、今花粉症の時期ですので、花粉症のお薬をご希望の患者様はたくさんいらっしゃるのですが、実は内科からも出ている、耳鼻科からも出ている、眼科からもほしいと言って来ら

れます。それは、薬剤情報の手帳をみると確認できます。ところが、薬剤情報手帳が、非常に小さくて患者様も字が読めない、フォントで言うと、7~8ポイントくらいです。そのため、患者様もわからない。フェキソフェナジンとアレグラが同じ薬だということもわからないです。ですので、薬剤情報の手帳をもう少し使いやすいものにしていただいて、全部の科の情報を貼っていただくのを前提に改善していただくと、随分、薬剤師さんの負担も減り、医師も患者様もチェックしやすくなると思いますので、そちらもご一考いただけないかなと思います。

事務局

今、様々なご意見を頂戴したところがございます。まさにおっしゃられましたように、今回の事業が、残薬に関しては調剤薬局ごとに取り組みをしておられるところもあります。しかし、自治体が介入しているところが、県内では燕市が初めてではないかなと思います。ポリファーマシー対策事業も、これは節約も兼ねたものでして、お薬手帳を、いくつも医療機関ごとに持っている人も極論言いますといらっしゃいまして、手帳の機能を全く果たしていないと言いますか、それが最近、特に高齢者の6剤以上、多剤投与という位置づけになるのですが、その方々に健康被害等もあるという報告もあり、国もようやく検討会を開いているところです。まさに、今おっしゃられました手帳のフォントサイズなど、何気ないことから始めると、いろいろ広がってくるような気がいたしますので、基本的に位置づけとしては、とりあえず、初年度は完璧にはいかないかもしれませんが、それなりに行っていきますと、それなりの問題点が見えてくると思います。ぜひその辺も踏まえて、医師会様、薬剤師会様も含め、また通知をご送付させていただいた国保の加入者の方々から貴重なご意見をいただいた中で、ぜひこの事業を、燕市発で広げていきたいと思っております。実際、お薬を燕市内の薬局だけからもらっているわけではなく、市内の医療機関にかかっている人ばかりではありませんので、その辺でどんな条件にするかなど問題もまだ抱えておりますので、ぜひまたご協議させていただきまして、随時またこの運営協議会でも、ご報告、ご意見を頂戴したなかで、また新年度進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員

わかりました。

会長

他にごございますか。

無いようですので、議題の⑤、平成30年度燕市国民健康保険特別会計予算については、ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。

それでは、議題の⑤、平成 30 年度燕市国民健康保険特別会計予算については、ご了承ということにさせていただきます。

次に、議題の⑥、その他について、事務局の方でございましたら、お願いします。

事務局の方で無いようですので、委員の皆様の方で何かございましたらお願いいたします。

それでは、無いようでございますので本日の議題につきましてはすべて終了します。ご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局

会長、議事の進行大変ありがとうございました。

それではこれにて本日の燕市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

(閉会：午後 2 時 4 0 分)